

第471回 町田市建築審査会議事録

○日 時 2026年2月16日(月) 午後3時00分～3時35分

○場 所 市庁舎5階 5-3会議室

○事務局 町田市建築審査会条例第4条に「会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。」とありますが、本日は、4名のご出席をいただいておりますので、審査会は成立しております。本日の案件は3件でございます。

それでは、会長このあとの議事進行をよろしく申し上げます。

○町田会長 ただ今から、第471回町田市建築審査会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、砂川委員にお願いいたします。

本日の議案は2件でございますが、そのうち1件が公開案件となっております。審査に先立って、傍聴人について、事務局から申し上げます。

○事務局 本日の公開案件につきまして、事前に傍聴人の募集を行いました。申し込みはありませんでした。

○町田会長 ありがとうございます。それでは、只今より審議に入ります。議案第25-18号について、特定行政庁から説明をお願いします。

○特定行政庁 (資 料 説 明)
(申 請 理 由 書 朗 読)
(調 査 意 見 書 朗 読)

○町田会長 特定行政庁より説明が終わりました。この件につきまして、質問・意見等がございましたらお願いします。

○大沼委員 念のための確認ですが、この話が通過していくと2026年度に工事を行い、2027年度から33年度までの7年間建て替えと登校という2つの要素を南中が受け負うということですね。

子どもたちは南中の仮設校舎に通うが、卒業して中学生になったら南中に通うことになるのですか。

- 特定行政庁 南一小の児童は南中学校に来る想定となっております。
- 砂川委員 食缶方式とランチボックス方式というものがありますが、食缶方式のメリットは何ですか。食缶方式は教室に缶を運んで生徒が配る方式ですよ。
- 特定行政庁 給食室がある場合は、お味噌汁やご飯を教室に運んできます。それが食缶方式です。ランチボックス形式はお弁当を頼んで運んできます。
- 砂川委員 食缶方式を町田市が採っている理由は何ですか。食育といった教育の一環ですか。
- 特定行政庁 温かいものが温かく、冷たいものが冷たいまま食べられるからです。
- 砂川委員 例えば、ランチボックス形式だと給食室はいらんないということですか。
- 特定行政庁 ランチボックス形式は、仕出しのお弁当を持ってきます。
- 砂川委員 そうすると、こういう工場はいらんないことになるのです。ということは、食缶方式を採ることは、今回の工場はかなり重要なファクターになっています。
- 特定行政庁 町田市の食育の一環から食器を使って食べましょうということでもあります。
- 砂川委員 それについての賛否両論はなく、町田市の食缶方式というのは市民が支持するということでしょうか。
- 特定行政庁 そのように聞いております。
- 砂川委員 みんな賛成ということであれば、この工場を建てる公益性があるということですね。
- 町田会長 説明の時に聞いているかと思いますが、今回他校へ食料を提供することになるから工場の用途になるということでした。他校ではなく、自分の学校内にだけ提供であったら工場には該当しない。
- 特定行政庁 学校の付属施設なので学校になります。

○町田会長 それでは、議案第25-18号の質疑を終了いたします。
それでは、審議を行いますので、特定行政庁は、退席願います。

(特 定 行 政 庁 退 室)
(評 議)

○町田会長 それでは、評議の結果を伝えますので、特定行政庁を呼んでください。

(特 定 行 政 庁 入 室)

○町田会長 それでは、本日の公開案件についての評議の結果を伝えます。
議案第25-18号について、公益上やむを得ないと認め同意いたします。
以上をもって本日の公開案件の審査を終了とします。

引き続き、非公開案件の審査を行います。

(非 公 開 案 件 の 審 査)

○町田会長 以上で本日の案件が全て終わりました。
第471回町田市建築審査会を閉会といたします。